

答 申 書

第 1 審査会の結論

川越市長（以下「処分庁」という。）が令和 7 年 3 月 1 4 日付けで審査請求人〇〇〇〇（以下「審査請求人」という。）に対して行った報酬支払請求権の差押処分について、審査請求人が同年 6 月 1 2 日付けで提起した審査請求のうち、既に取り立てた部分に係る処分の取消しを求める審査請求は却下し、その余の同処分の取消しを求める審査請求については棄却するのが妥当である。

第 2 事案の概要

- 1 審査請求人が、処分庁に対して納付すべき市県民税及び国民健康保険税（以下「本件市県民税等」という。）並びにこれらに対する延滞金を滞納していたところ、処分庁が審査請求人の〇〇〇〇（以下「〇〇〇〇」という。）に対して有する報酬支払請求権（以下「本件債権」という。）を差し押さえる処分（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件債権は給与としての性格を有するものであり、本件処分により今後最低限度の生活が維持できないことは明白であるとして、差押金額の減額のため、本件処分の取消しを求めて審査請求を申し立てたものである。

2 認定した事実

審査請求人及び処分庁の主張及び提出した証拠書類から次の事実が認められる。

- (1) 平成28年8月18日から令和7年2月21日までの間、処分庁は、審査請求人に対し、滞納していた本件市県民税等について、督促状を発出した。
- (2) 審査請求人は、前記(1)の各督促状を発出した日から起算して10日を経過した日までに滞納していた本件市県民税等を完納しなかった。
- (3) 令和6年10月23日、処分庁は、第三債務者である〇〇〇〇〇〇に対し、給与等の調査を実施した。
- (4) 同年11月1日、〇〇〇〇〇〇から給与等の調査に対する回答があり、〇〇〇〇〇〇から審査請求人に支払われている金銭が、講師委任契約に基づく報酬であることを確認した。
- (5) 令和7年3月14日、処分庁は、審査請求人が〇〇〇〇〇〇に対して有する講師委任契約に基づく令和7年4月支払分以降の報酬のうち、各〇〇〇〇〇〇円を控除した金額の支払請求権について本件処分を行い、本件処分に係る債権差押通知書を〇〇〇〇〇〇に送付した。また、同日付けで差押調書（謄本）により審査請求人に通知した。
- (6) 同月17日、処分庁は、〇〇〇〇〇〇から本件処分に係る債権確認書を受領した。
- (7) 同月26日、処分庁は、審査請求人から本件処分を受けたことにより生活が困窮するとの相談を受け、仕事をするに当たり必要となった経費について考慮する旨を説明した。
- (8) 同月28日、処分庁は、審査請求人から移動に要する経費の資料として、移動時に使用した交通系ＩＣカードの利用明細を受領した。

- (9) 同月 3 1 日、処分庁は、本件処分に係る債権のうち、移動に要する経費相当の〇〇〇〇円を控除することとし、本件処分の一部を解除するため、本件処分に係る差押解除通知書により〇〇〇〇及び審査請求人に通知した。
- (10) 同年 4 月 3 0 日、〇〇〇〇は、本件処分にに基づき〇〇〇〇円を処分庁に納入した。これにより、処分庁は、本件処分に係る同額の取り立てを完了した。
- (11) 同年 5 月 3 0 日、〇〇〇〇は、本件処分にに基づき〇〇〇〇円を処分庁に納入した。これにより、処分庁は、本件処分に係る同額の取り立てを完了した。

3 審査請求手続の経過

- (1) 令和 7 年 6 月 1 2 日、審査請求人は、本件処分の取消しの裁決を求めて審査請求書を提出した。
- (2) 同年 7 月 2 5 日、処分庁は、審理員に対し、弁明書及び証拠書類を提出した。
- (3) 同年 8 月 2 7 日、審理員は、審査請求人に対し、業務の実態等を確認するため、「審査請求書に対する質問について」を送付した。
- (4) 同年 9 月 7 日、審査請求人は、審理員に対し、「令和 7 年 8 月 2 7 日付質問に対する回答」を提出した。
- (5) 同年 1 0 月 1 0 日付け、審理員は審査庁に審理員意見書を提出した。
- (6) 同年 1 0 月 2 2 日付け、審査庁は当審査会に諮問した。

第 3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

- (1) 本件処分の対象となる〇〇〇〇との講師委任契約に基づく報酬は、審査請求人の生活費などに充てられる金銭であり、審査請求人は長年この報酬で生活しており、審査請求人はこの報酬以外に収入を得ていない。
- (2) 本件処分及びその後の一部解除により、審査請求人の生活に充てられる金額は、月額〇〇〇〇円となる。資金は底をついており、当該報酬以外に収入がなく、すでに多額の借入金もあるため、今後の最低限度の生活を維持することができないことが明白である。
- (3) 月額〇〇〇〇円程度は手元に残すよう、本件処分の取り消しを求める。

2 処分庁の主張

- (1) 本件審査請求の適法性について

ア 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定による審査請求をすることができる「行政庁の処分に不服がある者」とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている。したがって、行政庁の処分に対し不服申立をすることができる者は、法律に特別な定めがない限り、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消等によってこれを回復すべき法律上の利益をもつ者に限られる（最高裁昭和53年

3月14日第三小法廷判決参照)。

イ 処分庁は、本件処分にに基づき審査請求人が〇〇〇〇に対して有する講師委任契約に基づく報酬支払請求権の取立てを行っており、この範囲において、本件処分はその目的を達して法的効果は消滅している。

仮に本件処分が取り消された場合に、取り立てた報酬支払請求権が復活すると解すべき法令上の根拠はなく、また、本件処分により取り立てたことを理由に審査請求人に対して法的な不利益が課される旨の規定も存在しないことから、本件処分に係る取立てが行われた範囲において、審査請求人が本件処分の取消しを求める法律上の利益は存在しない。

ウ よって、本件審査請求のうち、本件処分によって既に取り立てが行われた部分の取消しを求めるものについては、法律上の利益を欠き、不適法であるから却下されるべきである。

(2) 本件処分の適法性及び正当性について

ア 本件審査請求のうち、本件処分によって未だ取立てが行われていない部分の取消しを求めるものについて、本件処分は法令の手續に従って行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。

イ 処分庁は、審査請求人に対し、本件市県民税等について、督促状による督促を行ったが、審査請求人は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに本件市県民税等を完納しなかったため、審査請求人が〇〇

〇〇に対して有する講師委任契約に基づく報酬支払請求権の差押処分を行った。

本件報酬支払請求権は、国税徴収法第76条第1項に規定する給料等には該当しないため、本来は同法第63条の規定により全額差し押さえることも可能である。しかし、差押処分後、審査請求人より本件処分についての相談があり、審査請求人に本件報酬以外に収入がない等の事情が認められた場合には、差押の一部を解除するところ、処分庁が差押解除の事務処理を行い、審査請求人が本件報酬支払請求権を自由に処分できるようになるまでには一定の期間を要する。この間、本件報酬以外に収入のない審査請求人には、生活を維持する術がない。そこで、本件差押処分を行うに当たって国税徴収法施行令第34条を準用し、同条に規定する単身世帯の最低生活維持費〇〇〇〇円を控除した支払請求権について、滞納額に満つる金額まで差押えを行ったものである。その後、処分庁は、審査請求人の求めに応じ、講師委任契約の履行のために必要と認められる経費〇〇〇〇円について、差押解除を行った。

審査請求人は、今後最低限度の生活が維持できないため〇〇〇〇円程度を手元に残すよう主張するが、上記のとおり最低生活維持費及び報酬を得るための経費は報酬から控除して差押えを行っていることから、本件処分によっても、審査請求人の生活保障は図られているといえる。

ウ よって、処分庁は、法令に従い、本件処分を行ったものであり、本件処分の手続及び内容に、違法及び不当はない。

3 審査庁の判断

審理員意見書と同旨である。

第4 審理員意見書の要旨

< 結論 >

本件審査請求の対象である本件処分のうち既に取り立てが終了している部分に係る審査請求については却下とし、その余の本件処分に係る審査請求については棄却すべきである。

< 理由 >

- 1 処分庁が既に取り立てた部分を含めて本件処分の取消を求めることについて

(1) 判断基準

審査請求制度は行政不服審査法に基づくものであるところ、同法は「行政庁の処分に不服がある者は・・・審査請求をすることができる」と規定しており、当該「処分について不服がある者」とは、当該処分について不服申立をする法律上の利益がある者、すなわち、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解されている。そのうえで、あくまで審査請求が行政庁の処分による法的効果を遡及的に消滅させることにより権利利益を回復させることを目的とする制度であることに鑑みて、対象とする処分の法的効果が既に消滅している場合や回復されるべき法律

上の利益が既に存在していない場合には、「請求の利益」を欠き、不適法であると解されている。

(2) 検討

本件では、認定事実のとおり、処分庁が、本件処分後の令和7年4月30日及び同年5月30日に、本件報酬債権のうち〇〇〇〇円及び〇〇〇〇円をそれぞれ取り立て、その余の部分について本件処分を解除したことが認められることから、本件処分の取消しを求める「請求の利益」の有無がまさに問題となる。

この点について、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行われ、その送達時に差押えの効力（弁済禁止効・処分禁止効）が生じ、徴収職員（徴税吏員）は、差し押さえた債権の取立てをすることができるのであり、これにより金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押えに係る徴収をしたものとみなされる（国税徴収法第62条第1項ないし第3項並びに第67条第1項及び第3項）。この規定に鑑み、債権差押処分は、差し押さえた債権の取立てを行うことにより、その目的を達し、その法的効果が消滅するものと解されている。そして、その後に差押処分が取り消されたとしても、差し押さえられた債権が復活すると解すべき規定や根拠は存在せず、債権差押処分がされたことを理由として滞納者に不利益を課す法律上の規定も存在しない。このため、取立てにより債権差押処分の効果がなくなった後においては、債権差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないものと解されている。

したがって、審査請求人が取消しを求める本件処分のうち既に取り立てた部分については、その後の取立てにより、取消しを求める「請求の利益」が失われたといわざるを得ない。

よって、本件処分のうち既に取り立てた部分を取り消すとの裁決を求める部分の本件審査請求については、不適法である。

2 処分庁による取立て及び配当が行われていない部分の取消しを求めるものについて

(1) 法令適合性に関する判断基準

ア 租税法規の文理解釈

国税徴収法第76条第1項前段は、「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。」と規定して、一定の範囲で差押えを禁止する。

仮に本件債権が上記の「給料等」に該当するとすれば、その限りで本件処分が違法となるため、同項における「給料等」の解釈が問題となる。

この点について、特に留意されなければならないことは租税法規の解釈である。租税法律主義の原則に照らし、租税法規の解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと考えられており、最高裁判決等においても「租税法規はみだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではない」旨が繰り返し判示されている（最高裁昭和48年11月16日第二

小法廷判決民集 27 卷 10 号 1333 頁、最高裁平成 22 年 3 月 2 日第三小法廷判決民集 64 卷 2 号 420 頁、最高裁平成 27 年 7 月 17 日第二小法廷判決集民 250 号 29 頁等)。租税法規は、多数の納税者間の税負担の公平を図る観点から、法的安定性の要請が強く働くため、厳格な文理解釈が要請されるものであり、文理解釈によっては規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合にはじめて、規定の趣旨・目的に照らしてその意味内容を明らかにする目的論的解釈（拡張解釈や類推解釈）が許される。この理は徴収に関する租税法規の場合においても変わるところはない。

したがって、租税法規である国税徴収法第 76 条第 1 項前段の解釈適用にあたっては、規定の文言に忠実に解釈されなければならない。

イ 国税徴収法第 76 条第 1 項前段の文理解釈

国税徴収法第 76 条第 1 項前段は、「給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権」を規定するものの、列挙された「給料」、「賃金」、「俸給」、「歳費」、「退職年金」について、定義規定は設けられていない。そのため、これらの用語の意味は、およそ我が国の法体系上、ある分野における法律用語は他の分野においても同一の意味を有するのが原則であることに鑑み、他の法令における一般的な用語法を基礎として解釈されなければならない。

ここで一般的に「俸給」は一般職の国家公務員による勤

務に対する報酬をいい（一般職の職員の給与に関する法律第5条）、「歳費」は一般的に国会議員の身分を有する者に対する給付をいう（憲法第49条等）が、審査請求人がいずれの身分も有さないことは明らかである。「退職年金」も少なくとも、雇用契約等の終了後に使用者から支払われる年金をいい、在職中の報酬をいうものではない。そのため、本件の審理においては「給料」及び「賃金」の解釈がまさに問題となる。

この点について、法令の各規定に照らすと、民法第308条が「雇用関係の先取特権は、給料その他債務者と使用人との間の雇用関係に基づいて生じた債権について存在する。」と規定し、労働基準法第11条が「この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。」と規定している。したがって、「給料」及び「賃金」は、あくまで雇用契約（労働契約）に基づいて提供される労務の対価としての給付をいうものと解される。

ウ 労働契約性の有無に関する具体的な判断基準

他人の用益を利用する用益受益者と、用益を提供する用益提供者との間には、いくつかの契約の実態があり得る。例えば、用益提供者が用益受益者の指揮命令に服して労務を提供する場合については雇用（民法第623条）という契約形態（労働契約）となる一方、用益提供者が仕事の完成や事務の遂行を任せられる場合には、請負（民法第632条）、委任（民法第643条、656条）といった契約形

態となる。そして、裁判実務においては、当事者間の契約関係が労働契約に該当するか否かの判断にあたっては、厚生労働省による「労働基準法研究会報告」（昭和60年12月19日）が挙げる判断基準（諾否の自由、時間的場所的拘束性の有無・強弱等）を総合考慮して、実質的な使用従属性を判断される傾向にある。

本件においても、上記の要素を総合考慮して本件債権の発生原因である〇〇〇〇と審査請求人との間の法律関係が雇用契約（労働契約）に該当するか否かを判断すべきこととなる。

(2) 本件契約の労働契約性の有無についての検討

確かに、審査請求人が本件契約に基づいて講師業務に従事するにあたり、業務内容についてはあらかじめ基本カリキュラムが設けられ、コースごとの基礎練習用のテキストも指定されており、また、具体的な勤務（稼働）場所はいずれかの稼働地（〇〇〇〇）とするという指定を受けるといふ事情があることから、その限りでは〇〇〇〇から一定の指示を受ける関係にある。もっとも、これらの事実は、レッスンの講師として〇〇〇〇に応募した生徒を対象に指導を行うという「受託業務の性質」によるものであり、「このような契約の一側面のみによって労働契約性を基礎づける使用従属関係があるものと速断することはできない」とされている（近年、受託業務の性質に留意して同様の消極的判断を示す裁判例が散見される）。

むしろ、本件契約においては、具体的に業務を開始する

までの過程において、講師は、あらかじめ、〇〇〇〇から稼働予定場所の打診を受け、講師がこれに応じて合意が成立した場合にはじめて具体的な稼働地（〇〇〇〇）における業務が〇〇〇〇から求められるという、諾否の自由を前提とした仕組みが存在する。また、業務遂行の具体的場面において、演奏する曲は講師が任意で決められる。さらに、一定の日時の枠の範囲内であれば具体的なレッスン日も講師の裁量で決めることができる。これらの事実を照らせば、講師には諾否の自由が存在しているものと評価せざるを得ず、また、業務遂行上の指揮監督や時間的・場所的拘束性についても使用従属性を認めるに足るほどに強いものとは言い難い。

さらに、本件契約の内容を構成する「細則」の「２．」「(3)」によれば、「代講」として本人に代わって他の者が労務を提供することが条件付きで認められており、受託業務の代替性が一応認められている（代行講師への報酬は被代行講師が支払うものと規定しているから、いわゆる再委任を認めたものと考えられる）。このことも、本件契約の使用従属性を否定する方向に働く要素である。

そして、報酬の労務対償性についても、労働時間ではなく〇〇〇〇が設定したコース、回数による報酬単価をもとに生徒数を乗じて計算するという出来高払いであり、また、完全歩合制のために固定給がなく、労働者に対するような生活保障的な要素も認められない。これらの事実を照らせば、本件契約において、講師の使用従属性の存在はうか

がえず、むしろ、講師は〇〇〇〇から独立した立場で自らの計算と危険負担に基づいて業務に従事することが前提とされていると推認される。

上記のほか、使用従属性の判断について慎重を期すために、使用従属性の判断に影響し得る事実の存否を確認したところでも、①審査請求人と〇〇〇〇との間で締結された契約において兼業は禁止されていないこと、②税務上、給与所得者ではなく事業所得者として取り扱われ、審査請求人はあくまで事業所得として確定申告を行っていることと認められること、③審査請求人を含む講師は〇〇〇〇を事業主とする労働保険や社会保険の被保険者にはなっていないことと認められること、さらに、④発注者に課される責務等を明確にしつつ、個人が事業者として受託した業務に安心して、安定的に従事することができる環境を整備することを目的とするいわゆるフリーランス新法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）の適用を、審査請求人を含む講師は受けていること（これは講師が「労働者」に該当しないという理解と整合する。）が認められ、使用従属性の存在を認める方向の事実はやはり認められない。

そのうえ、本件契約の相手方である〇〇〇〇の認識においても、徹頭徹尾、講師は「労働者」とは異なる地位にあるものとして、講師の独立性を尊重した運用を行っているものと推測される。すなわち、「〇〇〇〇講師委任契約書」と題する契約書の第1条条第1項において「〇〇〇〇兼教育者たる独立した事業者として・・・本契約を締結しま

す」と規定され、末尾に「(注) 1. 本契約は雇用契約ではありません。」と特に明記され、さらに、〇〇〇〇は自社〇〇〇〇における「講師の仕事・契約について」のQ & Aにおいて「講師は雇用ではないのですか？」との問いに対して「〇〇〇〇における指導内容は、〇〇〇〇に関するものであり、講師個々の〇〇〇〇や専門性を活かし、日々行う指導について講師に委ねられています。また、〇〇〇〇としての自由（〇〇〇〇、自宅レッスン、稼働日の自由など）を制限することのないよう、準委任契約のもとご指導いただいております。」という回答を掲示している。

以上より、本件契約の契約関係が労働契約に該当するかどうかの判断にあたって、各判断要素について検討したものであるが、そのいずれについても使用従属性の存在を認める方向の事実は認められない。

したがって、本件契約の法的性質が雇用契約（労働契約）に該当するとはいえない。そのため、本件債権に法第76条第1項の適用はなく、本件処分は適法である。

(3) 本件処分における不当性の有無について

処分庁は、本件処分を行うに当たって、国税徴収法施行令第34条を準用し、同条に規定する単身世帯の最低生活維持費〇〇〇〇円を控除し、さらに、その後、審査請求人の求めに応じて、講師委任契約の履行のために必要と認められる経費〇〇〇〇円について、差押解除を行った。かかる経緯に照らすと、審査請求人の生活保障に対する合理的な配慮が認められ、本件処分に不当という

べき事情は存在しない。

(4) 結論

よって、本件処分は適法であり、他に違法又は不当な点は認められないから、本件処分（既に取り立てた部分を除く。）を取り消すとの裁決を求める部分は、棄却されるべきである。

第 5 調査審議の経過

当審査会では、本件審査請求について以下のとおり審議した。

令和 7 年 1 0 月 2 2 日	審査庁から諮問書を受理
令和 7 年 1 2 月 4 日	審議
令和 8 年 2 月 1 9 日	審議
令和 8 年 3 月 1 9 日	審議

第 6 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、市県民税及び国民健康保険税を滞納していた審査請求人が、処分庁の行った報酬支払請求権の差押処分を不服とし、その取消しを求めたものである。

2 本件審査請求の適法性及び本件処分の妥当性について

(1) 既に取り立てた部分に関する本件差押処分の取消しを求める審査請求の適法性について

ア 行政不服審査法は、国民の「権利利益の救済」を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とすると規定している（第 1 条第 1 項）。

この規定は、行政不服審査法に基づく審査請求が、審査請求人にとって自己の権利利益の救済に役立つ限りで認められることを明らかにするとともに、審査請求の利益、すなわち処分の取消し又は変更によって回復すべき法律上の利益を有する者のみが審査請求をすることができ、当該利益が存在しなければ、当該審査請求は不適法になることも含意されていると解されている。

イ 本件差押処分は、市県民税等の滞納処分として国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われ、同法第67条第1項及び第3項の規定によれば、徴税吏員が滞納処分として債権の差押えをして金銭を取り立てた場合には、取り立てた金銭は滞納市税に充てられたこととなり、差押処分はその目的を達してその法的効果が消滅するものと解されている。また、実体法上、差押えの後においても差押処分がされたことを理由として滞納者に法律上の不利益を課する旨の規定はなく、差押処分が取り消された場合に差し押さえられた債権が復活すると解すべき根拠もないことを併せ考慮すると、差し押さえられた債権の取立てにより当該差押処分の効果がなくなった後においては、当該差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないと解するのが相当である。

ウ 本件差押処分についてこれをみると、本件差押処分に基づき、令和7年4月30日と同年5月31日に第三債務者から債権の取立てを完了していることから、既に取り立てた分の本件差押処分はその目的を達してその法的効果が消

滅しており、取り消すべき処分は存在せず、これを取り消したとしても審査請求人の債権が回復されるものでもないため、訴えの利益に関する様々な議論があるものの、審査請求人が本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は存在しないといわざるを得ない。

エ 以上から、本件差押処分の取消しを求める審査請求のうち、既に取り立てた部分の取消しを求める部分は、審査請求の利益を欠くことから不適法であると認められる。

オ なお、後述(2)において、未だ取立てが行われていない部分の差押処分の違法性・不当性の検討を行う中で示しているとおり、本件差押処分に当たり処分庁は審査請求人の生活保障に配慮した上で適正な金額を差し押えていることを確認している。このことからして、既に取り立てた部分の差押処分についても違法性・不当性は認められないことから、上記の判断は相当である。

(2) 未だ取立てが行われていない部分の本件差押処分の取消しを求める審査請求について

本件差押処分で未だ処分庁による取立てが行われていない部分の取消しを求めるものについては、本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益は失われていないため、その範囲の本件差押処分について、違法性及び不当性を以下検討する。

ア 本件債権の法的性質は給与としての性格を有するか

審理員において、本件債権である講師委任契約に基づく報酬が給与としての性格を有するのかという点に対して多

角的な検討がなされている。〇〇〇〇と審査請求人との契約関係が雇用契約（労働契約）に該当するか否かの判断を慎重に行った結果、使用従属性の存在を認める方向の事実は認められず、本件契約の法的性質が雇用契約（労働契約）に該当するとはいえないため、本件債権に法第76条第1項の適用はなく、本件処分は適法であるとの審理員の判断は、当審査会としても問題はないものとする。

なお、適正な行政運営の観点から言及すると、昨今の多様な働き方に係る契約の実態に鑑み、所得区分の判定には今後とも慎重を期すべきである。

イ 本件差押処分の違法性・不当性について

処分庁は、本件差押処分にあたり、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに本件市県民税等を完納しなかったため、審査請求人が第三債務者に対して有する委任契約に基づく報酬支払請求権の差押処分を行っており、また、一連の滞納処分手続についても、地方税法及び国税徴収法の規定に則して事務を執行していることから、違法又は不当な点は認められない。

ウ 本件差押処分が不当に審査請求人の生活困窮を招くものかどうかについて

審査請求人は、本件差押処分によって今後最低限度の生活が維持できないことは明白であると主張する。

一方で、処分庁は本件差押処分において、本来は国税徴収法第63条の規定により全額を差し押さえることも可能であるところ、法第76条第1項の趣旨を尊重して国税徴

収法施行令第34条を準用し、単身世帯の最低生活維持費〇〇〇〇円を控除しながら、さらに、その後、審査請求人の求めに応じて、講師委任契約の履行のために必要と認められる経費〇〇〇〇円についても差押解除を実施している。

これらの経緯からすると、審査請求人の生活保障に対する合理的な配慮が図られており、本件処分が不当であるとは認められない。

3 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

4 結論

以上のことから、本件差押処分に違法又は不当な点はないことが認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

審理員の意見、また本答申においても、既に取り立てた分については、審査請求人が本件差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存在しないことを理由に、不適法であるとして「却下」と結論付けている。仮に違法又は不当な処分を理由に既に取り立てた分の本件差押処分を取り消したとしても、法理論上、当該処分はその目的を達してその法的効果が消滅しており、取り消すべき処分がおよそ存在せず、審査請求人の債権が法律上回復されるものでない。そうである以上は、様々な議論の広がりがあり得るとしても、結論として「却下」とすることはやむを得ないであろう。もっとも、裁判所による司法的解決とは異なり、行政不服審査法に基づく審査請求には簡易迅

速な手続により権利利益の救済を図るとともに、行政の自己統制の手段としての機能があることを忘れてはならない。これらの特色に鑑みれば、審査請求人が特定の具体的事実に基づいた一応の合理性がある「不満」を表明している場合、処分庁においては、却下裁決となることが自明と思われる事案であっても、そのことを理由に事案を一切顧みないような硬直的な運用には慎重であるべきと考える。本件であれば、処分庁における歩み寄った対応が見受けられるものの、そもそもが租税法規の適用という、一般的に市民には馴染みの薄い法分野に属する内容であったといえる。今後も、処分庁においては市民の目線に立った丁寧な説明を尽くし、納得を得られるようにできる限りの努力を尽くすことを心掛けてもらいたい。

令和 8 年 3 月 1 9 日

川 越 市 行 政 不 服 審 査 会

会 長 田 村 泰 俊

副会長 大 森 三起子

委 員 赤 羽 哲 郎

委 員 大河内 徹

委 員 佐 藤 恭 子